

ＪＷＧドラフト基準「金融商品及び類似項目」に対するコメント

平成 13 年 7 月 24 日

全 国 銀 行 協 会

全国銀行協会は、邦銀 153 行、および日本で活動する外銀 33 行を構成メンバーとする業界団体である。今般、金融商品の全面時価会計の導入にあたって意見を表明する機会をいただき感謝する次第である。

当協会は、金融商品への全面時価会計の導入には反対である。

その理由は、非金融資産を取得原価ベースにしたままでは結局ＪＷＧが懸念する混合アプローチであることに変わりないこと、かねてから主張しているように、情報の目的適合性、信頼性（および比較可能性）、理解可能性等の観点から財務諸表への計上には問題があるためである。

ＪＷＧドラフト基準は、公正価値の測定における信頼性の点で問題があり、このため、企業間の比較可能性が損なわれること、また、複雑でわかりにくいＪＷＧドラフト基準が財務諸表利用者のニーズに果たして適合するのか極めて疑問であること等目的適合性の観点からも問題を抱えている。こうしたＪＷＧドラフト基準に基づき作成される損益計算書は、企業の経営成績である期間損益を正確に表わしたものとは言い難く、むしろ財務諸表利用者の混乱を招く恐れがある。

むしろ、こうした時価情報はディスクロージャー誌に参考情報として掲載するなど投資家等の求めに応じた情報開示面での充実を図ることが現実的な対応策とわれわれは考える。

1. 全面時価会計を導入するにあたっての全般的な問題点

(1) 混合アプローチの問題（金融商品だけに限定することから生じる問題）

ＪＷＧが懸念するところの時価会計と取得原価会計が混在する混合アプローチを回避するためには、非金融商品も含め市場価格のあるものはすべて時価評価することが必要となる。現行のＪＷＧドラフト基準では金融商品を時価評価し、実物資産を時価評価しないことからくる不整合が生じる。例えば、事業用資産を固定金利の借入（例えば社債）で購入した場合、事業用資産は取得原価で計上されるのに対し、負債サイドだけが時価変動により損益が発生する。

金融商品に全面時価会計を導入しようとするのであれば、非金融資産を含めた整合的な体系を検討すべきである。非金融商品であり、市場価格のあるものが存在する場合、そうしたものを時価評価せず、一方で多くの貸出金のように市場価格が存在しないものを「見積もり」「割切り」で時価評価しようとするのはバランスに欠ける。それが完成する前に金融商品のみについて全面時価会計を導入することはバランスシートの整合性を欠くことになる。

また、事業用の実物資産は誰がどのように使用するかで異なるノウハウ（のれん）

が発生するので、会社によって得られるキャッシュフローが異なるため、実物投資に対する時価評価はなじまないとの指摘がある。しかし、金融商品の場合も、有価証券には市場価格が存在するが(すなわち誰が保有しても同じ価格であり、のれん価値は生じない)例えば、貸出金を考えてみると、同一顧客に対するものであっても、顧客との関係やその信用度、保全状況等の情報等がノウハウとして結実し、銀行ごとに価格は異なるはずで、決して同一価格とはいえない。

(2) 目的適合性の問題

JWGドラフト基準は、金融資産の保有に関する経営者の意図を考慮しない。しかし、むしろ経営者の意図が適切に反映されることが財務諸表の目的の一つと考えられる。売却する意図のない資産、あるいは市場もなく売却できない資産を、売却することを擬制して時価評価しても、経営の実態を表さない。現状においては、貸出金や預金の金利についてはむしろ期間按分することがより実態に則した会計処理である。また、JWGドラフト基準は、すべての金融資産について期末における公正価値の極大化を目指す経営スタイルを経営者に強いているのに等しい。会計基準はあくまで経営の実態を表すためのツールであるべきであり、会計基準が経営のあり方をコントロールするべきではない。

財務会計で求められるのは会計情報の信頼性と厳格性である。財務会計上の計数と管理会計上の計数は利用方法がそもそも異なる。JWGドラフト基準ではむしろ管理会計情報(例えば貸出金の将来キャッシュフロー等経営者の「主観性」が入り込む「見積り」)を利用した測定による情報)も積極的に財務諸表に反映させようとしている。しかし、管理会計情報は経営管理のためのものであり、むしろ迅速性・有用性が求められる。銀行はBPV(Basis Point Value)等による内部リスク管理のために取引の時価評価額を算出しているが、それはあくまでも管理会計上のツールにすぎず、「割り切り」、「見積り」という点から、財務諸表にそのような前提で計算した時価評価額をそのまま計上することは財務会計上の信頼性・厳格性いずれの面からも問題なしとしない。むしろこうした管理会計情報はディスクロージャー誌において開示すべきである。

一方、損益計算書についても、JWGドラフト基準においては実現損益と評価損益(未実現損益)が混在することになる。経営者サイドからは自らがコントロールできない評価損益は実現部分と区分するニーズがあるほか、投資家に誤解を与えることにもなりかねない。

投資家が投資行動を決定する際に重視するのは投資対象の価値であるが、その価値として重要なものはボトムラインとしての純利益(net income)および純利益の将来にわたっての伸び率の予想や期間利益である。しかし、全面時価会計を適用すると、期末時点の時価の変動に大きく左右され、純利益の予測が不可能となり、投資家から投資尺度を奪うことになる。

以上の点から、JWGドラフト基準は財務諸表の目的適合性に欠けると考えられる。

(3) 信頼性の問題

例えば貸出金については内部格付によって債務者のデフォルト等の統計データが整備されたとしても、回収率については個別債務者の個別債務に特有の事情（例えば債務者の事業キャッシュフローの予想、貸出契約内容、担保・保証の価値およびその変動の予想、ネットィング契約の有無など）を評価しなければならず、こういったものについて算定者の主観を排除し、「誰が計算してもほぼ同一な結果が得られる」見通しは今のところ得られていない。

また、貸出金の公正価値を算出する際には、期限前返済等を前提としたモデルを構築しなければならないが、プリペイメントについてはグローバルスタンダードと呼べるモデルは存在しない。

一般に貸出金利の設定においては、金利実勢や信用リスクプレミアムだけではなく、他の取引も勘案（公正価値を算出することはできないクロスセリングの効果）したうえで決定する。我国の貸出の大半は債務者単位であり、例えば、米国のシンジケートローン・プロジェクトファイナンスのような案件ごとに独立して決まってくる案件貸出ではない。このような総合取引を勘案するとき、貸出金の時価評価が果たして信頼性あるものとして算定できるのか疑問である。

そもそも「公正価値」とは、定義上、利害の対立する多数の者による自由な価格交渉の過程を経て到達する価格であるはずである（IAS 39号パラグラフ8、96参照）。貸出金は、こうした活発な市場における多数の参加者による価格競争という収斂過程を欠いている。このような状況においては、たとえある当事者間で合意された価格であっても、別の当事者間では別の価格が成立することになり、とても公正価値と呼ぶことはできない。貸出債権のセカンダリーマーケットが発達した米国などと同じように論じるべきではない。

期間の概念のない取引のうち、市場価格がなく見積り価格により公正価値を算出せざるを得ない取引（要求払い預金など）の公正価値は、実質的な満期（behavioral maturity）の決定等期間の設定方法が各銀行によって異なることから信頼性と比較可能性に欠ける。

以上の点から JWGドラフト基準は財務諸表の信頼性にも問題があり、信頼性を欠いた財務諸表は目的適合性にもそぐわないものである。

(4) 理解可能性の問題

銀行の場合、洗練された投資家以外に、多数の預金者の存在を考慮しなければならない。市場価格のない資産について、内部モデルによる時価評価を利用する場合、その手法を開示したとしても、それを理解するためには高度な知識が必要で、一般の預金者にそれを求めることは現実的でない。預金者や投資家が、全面時価会計から生じ

る利益のみに着目し、実態をよく理解しないまま非合理的な行動をとる恐れがある。それが株価を大きく変動させたり、流動性に影響を与える可能性も否定できない。銀行自身に対する信用力にも影響を与える結果、預金の引き出しという事態を招き、金融システム不安が発生する懸念もある。

(5) 実施可能性の問題

新たに管理システムを開発するためのコスト負担の問題も指摘したい。まず、バンキング勘定の取扱件数は、トレーディング勘定と比較して膨大（例：大手行の場合、定期預金のみで数千万件）であり、その公正価値を一件毎に算出するためには、多額の投資が必要である。

さらに、管理システムを構築しても、内部モデルのパラメータを求めるためには、顧客動向に関する統計的に処理可能なヒストリカル・データベースが不可欠であり、これもコスト増大の要因となる。

日本では金融商品会計が導入されたばかりであり、さらに追加的に多大なコスト負担となる。便益とコストを十分に斟酌するとともに、アナリスト等へのフィールドテストを行ったうえで判断すべきである。

(6) 経済や金融構造に与える影響

企業はゴーイングコンサーンであり、設備投資等に見られるように、中長期的視野に立って、さまざまな社会のステークホルダー（株主、債権者、労働者、顧客等）を念頭に置きつつ、利潤の極大化を目指している。一方、全面時価会計の世界では評価損益のみが重視され、短期的視野に立った経営手法が追求される可能性がある。また、信用リスクの計量化が不十分なまま行くと不適切な資源配分をもたらし、企業活動の停滞を招く可能性がある。

わが国のような間接金融中心の国では、銀行が金融の仲介者として市場に流動性を供給する役割を担っている。銀行としては、自らのポートフォリオの分散を図りつつ、格付の低い取引先であっても資金を供給する役割を担っている。もし、銀行に全面時価会計を適用した場合、損益が時価の変動にさらされる結果、格付の低い先、格付のない中小企業に対する信用供与は、銀行として躊躇せざるを得なくなる可能性もある。

また、銀行の金融資産・金融負債の大部分を占める貸出金・預金には、満期保有目的のものが多く、これらに対して全面時価会計を導入することは、期間損益の変動幅を増幅し、銀行の財務基盤の安定性を損なう懸念がある。

(7) BIS規制との関係

現在議論されているバーゼル第2次市中協議案では、銀行に対しては信用リスクに関しリスク管理の高度化によって3つのオプションが示されている。内部格付手法(基礎的手法・先進的手法)を採用する銀行の場合には、リスク管理の実態とのより整合的な手法が示されている。しかし、会計基準の場合には、適用対象は内部格付手法を

採用する銀行も標準的手法を採用する銀行も一律に同じ原則を適用することになる。したがって、先進的銀行で可能だからといって、その手法をベースにしたものを会計基準にするのは現実的ではない。

公正価値ベースの場合には、現在と比較すると、時価の変動によって自己資本比率が変動するケースが増え、投資家や預金者に対して混乱を与える恐れがある。

自己資本規制の下では、銀行の収益が悪化し、自己資本が減少すれば、銀行は貸し出しを抑制せざるを得ない。

2．認識および認識の中止

(1) T+3のような通常の証券取引と1ヶ月先の先渡契約とは分けて考えるべきである。また、T+3についても、受渡の決済リスクを回避するために世界的にT+1に短縮化される方向にある。JWGドラフト基準では修正受渡日基準を提唱しているが、わが国では2000年度からIAS39号を土台として導入された金融商品会計基準によって、約定日基準が原則となり、多くの銀行は従来の受渡日基準から約定日基準に変更している。したがって、実務負担、重要性、会計方針の継続性を考慮し、認識にあたっては修正受渡日基準だけではなく、約定日基準も認めるべきである。

(2) JWGドラフト基準で提案されているパススルー・アレンジメントの考え方に賛成である。この考え方を前提としたうえで、ローン・パーティシペーションのオフバランス化を認めるべきである。

パススルー・アレンジメントの考え方が認められない場合には、JWGドラフト基準の記述では不明確であるが、多様化する金融取引においては契約上の権利・義務を法的所有権に限定せず、「経済的便益に対する権利の支配」に焦点を当て経済実態に合わせた処理を認めることが適切と考える。

さらに、原資産から生じるキャッシュフローを受け取る契約上の権利と最終的受取人にキャッシュフローを支払う義務を別々に資産・負債として両建て計上することになった場合であっても、原債権者は原債権のリスクから解放されている点に注目し、ローン・パーティシペーションについては、バランスシート上、ネット表示しても本来のリスク開示につながると考えられる。

3．測定の問題

(1) すでに触れたように、貸出金や要求払い預金等の公正価値算定は「見積り」「割り切り」という点で主観性の強い計算要素が入り込むことになり、信頼性という点からこうした金融取引を財務諸表に計上することは適切でない。

(2) 金融負債の時価評価については、資産サイドの自己創設暖簾の認識・測定がなされていない状況では、負債サイドのみ信用力を評価することは矛盾する。

4．開示について

(1) JWGドラフト基準では情報開示項目が詳細に示されているが、作成者の事務負担

と開示のメリットを比較検討すべきである。また、例え注記であっても規制として細かい事項を1つ1つ列挙するのではなく、むしろ事業会社が情報開示の競争を通じ、開示対象者に合わせて適切な開示を行うような視点で、環境づくりをすべきである。とりわけ、銀行業に関しては、現在検討中の第3次B I S規制の第3の柱およびI A S 30号とも整合性のとれたものにすべきと考える。

(2) J W Gドラフト基準においては当該企業の経営戦略が他の競争企業に知られてしまうような情報の開示(例えば適用指針パラ 395 から 397 の基礎金利リスクおよび為替リスクに晒される期間別の金融資産・負債のポジションの実数)まで求めており、こうした情報の開示は不適切である。

(3) 1つの金融商品の時価をリスク毎に分解して開示することは困難である。例えば有価証券の場合、金利リスクと信用リスクを正確に分解することは非常に困難であるとともに、期限前返済リスクや流動性リスクについては当該リスクを測定するグローバル・スタンダードな手法は存在していないのが現実である。

5 . ヘッジ会計の必要性

われわれは、ヘッジ取引を行った場合にはそうしたヘッジ取引が財務諸表に適切に反映されることが適切と考える。そもそも財務諸表とは経営者の意図が十分に反映されるべきものとする。J W Gドラフト基準で懸念される経営者の意図の乱用に対しては、各事業会社でのリスク管理方針、ヘッジ会計に関する規定等の作成により防止できるはずである。例えば実物資産(取得原価)を今後購入し、その資金調達手段を時価評価した場合、「測定の一貫性」が発生する。当該一貫性を解消するためには実物資産について時価評価しなければならないという問題が生じる。

なお、多くの予定取引を含む多種大量の金融資産・負債を抱える金融機関にとっては包括ヘッジが必須である。

【各 論】

別紙を参照いただきたい。

以 上